

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和61年長崎県規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

4 営業所ごとの浄化槽管理士の氏名及び研修の受講状況	営業所名	浄化槽管理士氏名	研修の受講状況
<p>研修の受講状況については、令和5年4月1日以降は記入必須。</p> <p>「研修の受講状況」の欄に、浄化槽管理士ごとに、下記のアからウのうち該当する記号を記入すること。 なお、その状況は、条例第3条第1項の登録の日（同条第3項の規定によりその更新を受けようとする場合にあつては、現在の登録の有効期間の満了の日の翌日）の3年前の日以降の状況とする。</p> <p>ア．研修受講済み。</p> <p>イ．上記ア以外で、浄化槽管理士免状を取得。</p> <p>ウ．上記ア及びイ以外で、研修受講予定。この場合、受講予定年月日も併せて記載すること。</p>			

を

4 営業所ごとの浄化槽管理士の氏名及び研修の受講状況	営業所名	浄化槽管理士氏名	研修の受講状況
<p>「研修の受講状況」の欄に、浄化槽管理士ごとに、次のア又はイのうちいずれかの記号を記入すること。 なお、その状況は、条例第3条第1項の登録の日（同条第3項の規定によりその更新を受けようとする場合にあつては、現在の登録の有効期間の満了の日の翌日）の3年前の日以降の状況とする。</p> <p>ア．研修受講済み。</p> <p>イ．浄化槽管理士免状を取得（アに該当する場合を除く。）</p>			

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。